

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の
一部を改正する告示案（概要）

1 根拠法令

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 65 条第 2 項及び第 65 条の 2 第 2 項
特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 7 条第 1 項第 5 号、第 8 条
第 1 項

2 改正内容

(1) 作業環境測定基準（昭和 51 年労働省告示第 46 号）の一部改正

- ① ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト（別名 DDVP）（以下「DDVP」という。）について、試料採取方法を「固体捕集方法」とし、分析方法は「ガスクロマトグラフ分析方法」とすること。
- ② 1, 2-ジクロロプロパンについて、試料採取方法を「固体捕集方法又は直接捕集方法」から「固体捕集方法」に改めること。

(2) 作業環境評価基準（昭和 63 年労働省告示第 79 号）の一部改正

- ① DDVP について、管理濃度を $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ とすること。
- ② 1, 2-ジクロロプロパンについて、管理濃度を 10ppm から 1 ppm に改めること。
- ③ テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）について、管理濃度を 50 ppm から 25ppm に改めること。

(3) 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和 50 年労働省告示第 75 号）の一部改正

次の 4 物質のうち①、②及び③について、作業場に設ける局所排気装置の性能要件として、それぞれ次のとおり抑制濃度を定めるとともに、④について次のとおり抑制濃度を改めること（これに伴い、これら 4 物質のうち②及び③の制御風速を削除すること。）。

- ① DDVP： $0.1\text{mg}/\text{m}^3$
- ② 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン： $0.005\text{mg}/\text{m}^3$
- ③ ベータープロピオラクトン： $0.5\text{cm}^3/\text{m}^3$
- ④ アクリルアミド： $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ （現行は $0.3\text{mg}/\text{m}^3$ ）

(4) 特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成 15 年厚生労働省告示第 378 号）の一部改正

DDVP、3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン及びベータープロピオラクトンについて、抑制濃度を超えないよう局所排気装置を稼働させるべき物質に追加すること。

- (5) 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）等の改正により、特定化学物質に追加されるクロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）、ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）、スチレン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）、テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトンについて、令等の改正に伴う所要の改正を行うこと。
- (6) その他所要の改正を行うこと。

3 適用日

平成 26 年 11 月 1 日（予定）。ただし、2（1）②及び2（2）②については、平成 26 年 10 月 1 日（予定）。